

つくば市監査公表第4号

平成30年3月6日

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間及び実施場所

平成 29 年 10 月 4 日から平成 30 年 2 月 28 日まで
庁内会議室において実施

第 4 監査の対象

所管課 政策イノベーション部科学技術振興課

補助団体 つくばチャレンジ実行委員会

第 5 監査の範囲

平成 28 年度につくば市が交付した補助対象事業の運営状況，その他の事務の
執行状況

第 6 監査の実施内容及び着眼点

監査の実施に当たっては，次の事項を主な着眼点とし，関係帳簿・関係資料
を調査するとともに，所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方
法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は，要綱，予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは，条例，規則，要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的，交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用，会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備，記帳は適正に行われているか。

第 7 補助金の概要

1 補助金の名称

平成 28 年度つくばチャレンジ事業費補助金

2 補助金の交付目的

市街地等の実環境での実験機会を提供することでロボット技術の向上及びロボット技術者等の人材育成を図り、ロボット産業拠点としてのつくば市のポテンシャルを日本に向けて発信し、市の産業の発達に資することを目的とする。

3 補助対象経費

- (1) 人件費（つくばチャレンジ実行委員会に日日雇い入れられる者に限る。）
- (2) 報償費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 旅費

4 補助金額

2,724,130 円

第 8 補助団体の概要

- 1 名称 つくばチャレンジ実行委員会
- 2 所在地 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
政策イノベーション部科学技術振興課内
- 3 執行体制（平成 28 年度）
 - (1) 役員 4 名
委員長 1 名，副委員長 1 名，監事 2 名
 - (2) 委員 93 名
 - (3) 事務局
事務局長 つくば市科学技術振興部科学技術・特区推進課長

第9 監査の結果

監査の結果，注意事項及び意見・要望事項を除き，おおむね適正に執行されているものと認められた。なお，監査の過程において，口頭で注意した事項については，速やかに対応されたい。

【注意事項】

1 補助団体

(1) つくばチャレンジ実行委員会規定第3条第2項において，事業年度は毎年4月1日から翌年3月末までとしているが，会計監査は事業終了前に実施し，監査報告をしていた。

今後はつくばチャレンジ実行委員会規定に基づき，監査報告書に当該事業期間等を記載し，適正な監査報告に努められたい。

【意見・要望事項】

1 所管課及び補助団体

(1) 事業実績報告書において，補助金交付決定額の4割程度を返還している状況が見受けられた。今後は予算積算の精査及び積算根拠の明確化を図り，補助金の適正な執行に留意されたい。

(2) つくばチャレンジの走行実験の周知に努め，広く披露することで，科学技術の恩恵を市民がさらに感じられる内容を目指すとともに，技術者の人材育成を図りつつ，科学のまちつくばの発展に寄与されたい。